

# 入札保証金の計算方法について

○ 入札保証金は「入札しようとする金額の100分の5以上（5%以上）」を事前に納める必要があります。

※上記を言い換えると「納めた入札保証金の20倍までの範囲内で入札できます。」となります。

## 計算例 1

〈入札しようとする金額から入札保証金を計算する方法〉

Aさんは〇〇町の物件を1000万円で入札したいと考えています。  
この場合Aさんが納める入札保証金の額は次のとおりです。

$$10,000,000 \text{ 円} \times 0.05 = 500,000 \text{ 円}$$

※ Aさんは50万円以上を事前に入札保証金として納めれば、1000万円で入札できます。  
(入札保証金が50万円より少ない場合は入札が無効となってしまいます。)

## 計算例 2

〈入札保証金から入札できる金額を計算する方法〉

Bさんは△△市の物件の入札に参加するため、80万円の入札保証金を納めました。  
Bさんが入札できる金額は次のとおりです。

$$800,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 倍} = 16,000,000 \text{ 円}$$

※ Bさんは1600万円までの金額で入札できます。  
(入札金額が1600万円を超えた場合は入札が無効となってしまいます。)

- 入札保証金は事前に「県が発行した納付書」により金融機関から納めていただきます。
- 落札された方の入札保証金は売買代金に充当していただくことができます。また落札することができなかつた方には速やかに全額お返しいたします。

○ 入札に参加される場合は、「入札保証金の額」と「入札しようとする金額」をよくご確認いただいてから入札書に金額を記載してください。